

## こども・若者意見反映サポート事業実施要領

令和5年10月5日

長官官房参事官（総合政策担当）決定

一部改正 令和5年11月17日

一部改正 令和6年3月25日

### 1. 目的

こども基本法では、年齢や発達の程度に応じたこどもの意見表明の機会の確保・こどもの意見の尊重を基本理念として掲げるとともに、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを国及び地方公共団体に対し義務付けています。

こども・若者からの意見聴取の場においては、こども・若者の意見を言いたくなるように引き出すファシリテーターを活用するなどして、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくることが重要である一方で、地方公共団体からは、そうしたファシリテーターを確保できないとの御意見が寄せられています。こうした状況を踏まえ、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などを行うことで、地方公共団体における意見反映の取組を推進するため「こども・若者意見反映サポート事業」（以下「サポート事業」という。）を行います。

### 2. 対象・人数

こども・若者から意見を聴くためにファシリテーター派遣を希望する地方公共団体（都道府県又は市区町村）（以下「申請自治体」という。）を対象とします。

なお、ファシリテーターの派遣は、一度の選定につき、原則として1申請自治体あたり5名を上限とします。

### 3. 選定

こども・若者から意見を聴くに当たり、参加するこども・若者の安全安心のために必要な注意を払うなど、「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」に準じた方法で行うことを要件とし、4. に示す様式に記載の内容（派遣希望者数、スケジュール等）を踏まえて、こども家庭庁において、サポート事業の対象とする自治体（以下「実施対象自治体」という。）を選定します。ただし、同時期における複数の申請自治体の中から実施対象自治体を選定することとなる場合においては、周辺自治体からの視察を受け入れる申請自治体を優先するものとします。

なお、実施対象自治体は、予算の範囲内で、応募状況に鑑み選定しますので、全ての要望に沿えない場合があることを、あらかじめ御了承ください。

#### 4. 応募方法

申請自治体は、様式に必要事項を記入し、事務局宛てにメールで御提出ください。提出いただいた応募書類については、サポート事業における実施対象自治体の選定以外の目的で使用することはありません。

#### 5. ファシリテーターの委嘱

派遣するファシリテーターは、以下の2つの要件を満たし、サポート事業の趣旨等を総合的に勘案して適当と認められる者としてこども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）が委嘱した者です。

- ・民間団体等ですでにこども・若者を対象とするファシリテーションに係る研修と実践経験を積み、十分な技術を有すると所属団体や有識者等の推薦を受けた者
- ・こどもの権利について理解し、こども家庭庁が示す、こども・若者にとっての安心安全な意見表明の場づくりの要件を遵守する者

なお、ファシリテーターには守秘義務があり、サポート事業により知りえた情報については、公にされている事項を除き、外部に漏らすことを禁じています。

#### 6. 事業の流れ

テーマ設定や意見を聴取するこども・若者の募集、会場の確保や設営等、こども・若者の意見聴取に必要な一連の企画・準備は、実施対象自治体において行ってください。

- (1) 申請自治体は、4. に示した様式を事務局に提出してください。
- (2) こども家庭庁において実施対象自治体を選定し、その結果を申請自治体に連絡するとともに、実施可能と判断した案件について、ファシリテーターの確保・調整を行います。
- (3) 実施対象自治体は、意見聴取の前に3回程度、後に1回程度、事務局から意見聴取・反映のプロセスについてフォローアップを受けることができます。
- (4) 実施対象自治体は、ファシリテーターとの事前調整・説明を行ってください。
- (5) 派遣終了後、実施対象自治体は、意見聴取→反映の検討→反映結果→フィードバック、のプロセスについてまとめた報告資料（様式任意。企画や準備段階で作成された資料も適宜使用してください。）を事務局に提出してください。なお、当該報告資料はこども家庭庁において公表することを前提として提出してください。

#### 7. 免責事項

こども家庭庁は、ファシリテーターと実施対象自治体との間で生じた争いに対して、一切の責任を負いません。

#### 8. その他

サポート事業におけるファシリテーターの派遣に要する経費（謝金及び旅費）は事務局が全額負担します。

本要領に定めるもののほか、必要な事項については、こども家庭庁が定めます。